

丹波篠山市第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

丹波篠山市

<目 次>

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 他計画との関係性.....	4
5. 計画の対象	5
6. 計画の対象となるサービス	7
7. 計画策定体制と進捗管理	7
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	8
1. 統計データからみる現状	8
2. 障がい福祉サービス等の状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 基本理念.....	26
2. 基本原則.....	27
3. 障がい福祉サービスの基盤整備の基本方針.....	29
第4章 第6期障がい福祉計画	31
1. 成果目標.....	31
2. 障がい福祉サービスの見込量	35
3. 地域生活支援事業の見込量	40
第5章 第2期障がい児福祉計画	45
1. 成果目標.....	45
2. 障がい児福祉サービスの見込量.....	46
第6章 計画の推進体制	47
1. 市民・事業者・地域などとの協働の推進	47
2. 一人ひとりの障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施.....	47
3. 計画の達成状況の点検及び評価.....	47
資料編	48
1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定部会 委員名簿	48
2. 用語解説.....	49

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）が改正され、共生社会の実現に向けた取り組みがより一層推進されているところです。また、平成30年には「障害者総合支援法及び児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自らの望む生活を営むことができるように、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実や、障がいのある子どもとその家族の多様なニーズにきめ細かく対応するために、支援の拡充、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図る環境整備等が進みました。

障がいのある人の就労に関しては、「障害者優先調達推進法」（平成25年）による障害者就労施設等の物品に対する需要増進や、「障害者雇用促進法」の改正（令和元年）により、精神障がいや発達障がいのある人の雇用に関して、法定雇用率の算出対象に加えることなど、様々な障がいのある人の自立に向けた取り組みが進んでいます。

また、「障害者虐待防止法」（平成24年）や「障害者差別解消法」（平成28年）により、障がいのある人の権利擁護や虐待の防止・早期発見の環境が整えられるなど、障がいのある人を取り巻く環境は近年、大きく変化しています。

本市においては平成30年3月に「篠山市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下、前期計画という）を策定し、障がい福祉サービス等の充実及び整備を進めてきました。また、同年は「篠山市障がい者基本計画」を策定し、基本理念の「障がいのある人が安心して暮らすまち」を実現するため、幅広い分野における障がい者施策を推進しているところです。

前期計画の策定後、令和元年5月に本市は市名を「丹波篠山市」に変更しました。この度策定する、「丹波篠山市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、本計画という）は、「丹波篠山市障がい者基本計画」の基本目標を踏まえつつ、障がい福祉サービス等の整備と充実を図るとともに、前期計画における各施策の進捗や目標数値の達成状況を検証し、今後3年間の方針と取り組みを明らかにするものとします。



【障害者関連法整備の主な動き】

年	主な動き
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」の一部施行（4月）</p> <p>障害者総合支援法地域生活支援事業の追加等</p> <p>国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 ・ 計画期間の短縮 等
平成 26 年	<p>「障害者総合支援法」の改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等 <p>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</p>
平成 28 年	<p>「障害者差別解消法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化等 <p>「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）（一部、平成 30 年4月施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務等 <p>「成年後見制度利用促進法」の施行（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用促進等の設置、利用促進に関する施策等 <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	<p>「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
平成 31 年	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正（4月）</p>
令和元年	<p>「読書バリアフリー法」の施行（6月）</p>
令和 2 年	<p>「障害者雇用促進法」の改正（4月）</p>



2. 計画の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づいて策定する法定計画です。

■ 市町村障害福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 12 号）

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（平成 30（2018）年 4 月施行）

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画の期間

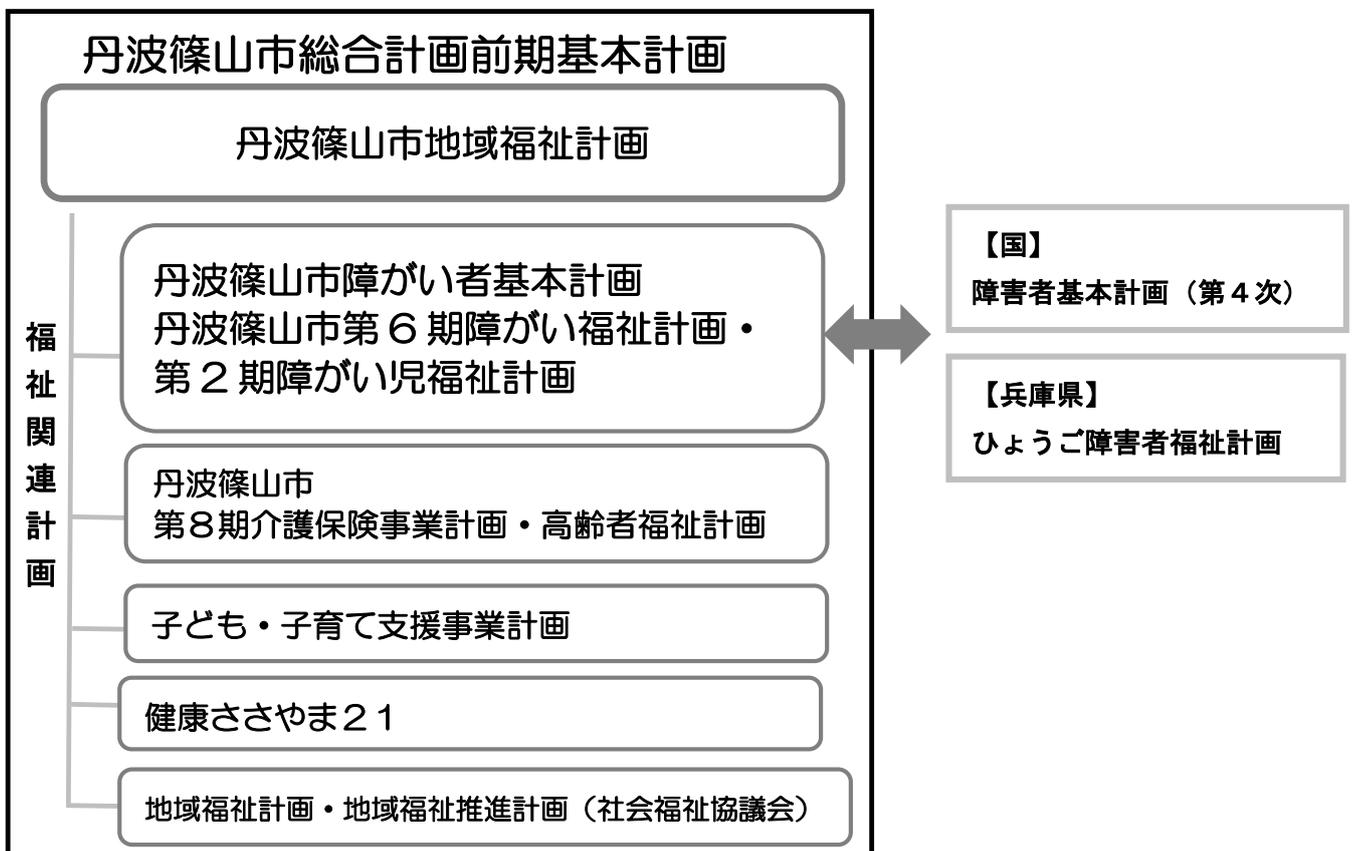
本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年です。なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第5期計画			第6期 障がい福祉計画			第7期計画			第8期計画		
第1期計画			第2期 障がい児福祉計画			第3期計画			第4期計画		

4. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」（次期計画は令和3年度策定予定）を踏まえ、「第3次丹波篠山市総合計画前期基本計画」を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとします。

■他計画との関連性のイメージ



5. 計画の対象

(1) 「障がいのある人」の概念

本計画における「障がいのある人」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者」（障害者基本法第2条）を総称することとします。

なお、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障がある者」（障害者基本法付帯決議）も本計画の「障がいのある人」の範囲に含まれます。

また、障がいのある人が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるとの考え方を踏まえ、「社会的障壁」の定義も置かれています。

本計画における「障がい」や「障がいのある人」についても、改正障害者基本法の定義を踏まえたものとします。



(2) 計画の対象者

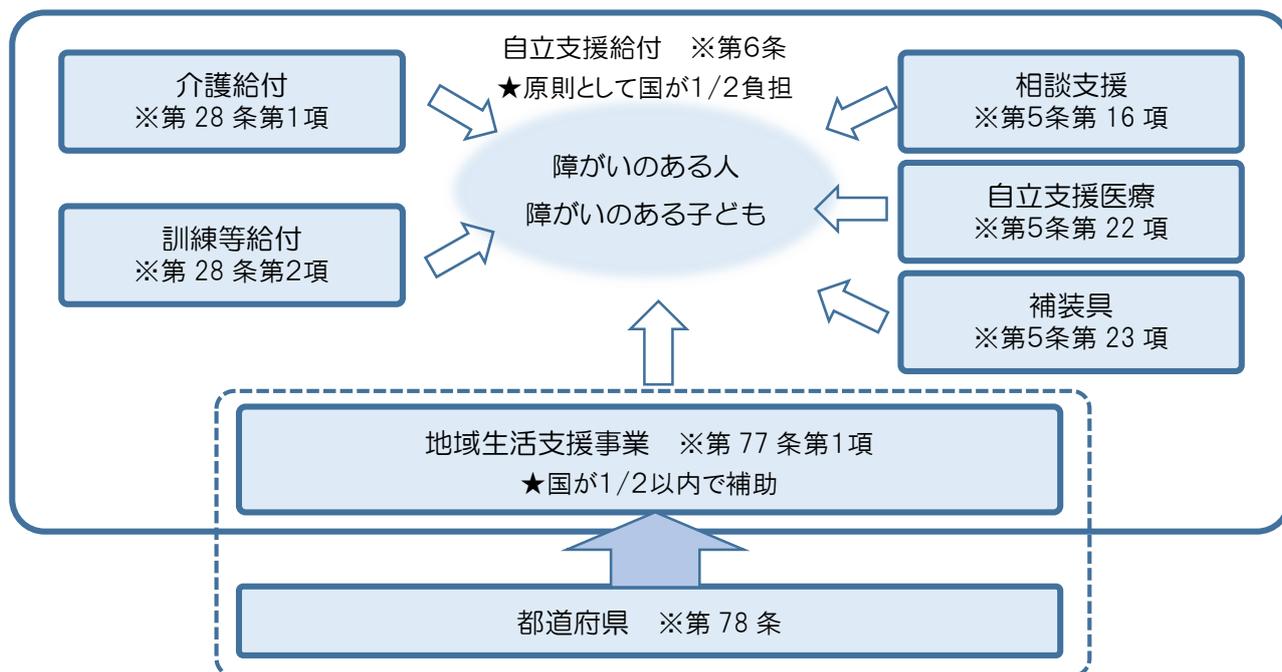
「丹波篠山市障がい者基本計画」に基づき推進する各種施策の対象者は、上記「(1) 障がいのある人の概念」で定義することとします。

また、「丹波篠山市障がい福祉計画」の対象者は、障害者総合支援法が対象とする「障害者及び障害児」（文中、「障がいのある人等」と表現する。）とします。障害者総合支援法における「障害のある人」及び「障がいのある児童」の定義は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法、児童福祉法及び障害支援区分にある難病といった各法の規定に基づき定義付けられています。

【障がいのある人の定義】

障害者基本法（改正）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
<p>■障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者基本法第3条～第5条に規定される基本原則に則る。</p> <p>■障害者の定義 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</p>	<p>■法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するようにする</p> <p>■障害者の区分「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える</p> <p>■支援対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ・知的障害者福祉法にいう知的障害者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く） ・障害支援区分にある難病患者

6. 計画の対象となるサービス



■障害者総合支援法に基づくサービス

名称	内容
介護給付	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
相談支援	基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、計画相談支援
自立支援医療	更生医療、育成医療、精神通院医療
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度利用支援、意思疎通支援、日常生活用具、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、手話奉仕員養成研修事業、地域活動支援センターなど
都道府県	広域支援、人材育成など

7. 計画策定体制と進捗管理

本計画の策定にあたっては、丹波篠山市地域自立支援協議会及び同協議会の専門部会「障がい福祉計画策定部会」において審議を重ねました。

本計画の推進にあたっては、計画に基づく施策展開の効果的な実施について進捗管理を行うとともに、社会情勢・経済情勢に対応した検討を行います。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 統計データからみる現状

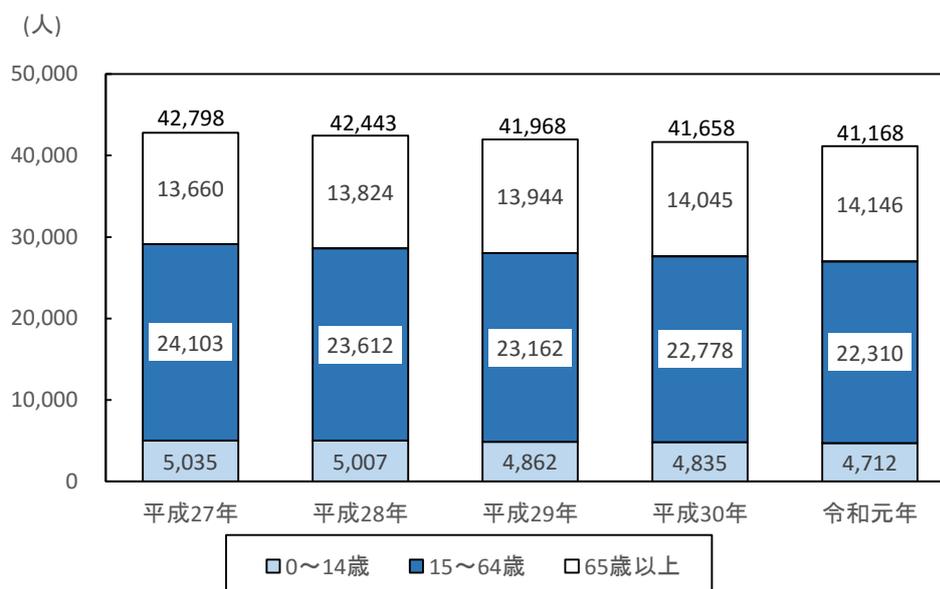
(1) 総人口の推移

① 総人口の推移

総人口の推移をみると、全国平均より早く、平成13年頃から本格的な人口減少の時期を迎えており、平成27年度から令和元年度にかけて約1,600人減少し、41,168人となっています。

年齢3区分別にみると、「0～14歳」「15～64歳」は毎年減少し、「65歳以上」は毎年増加を続けています。

■ 人口・世帯数の推移



資料：市提供（各年度末現在）

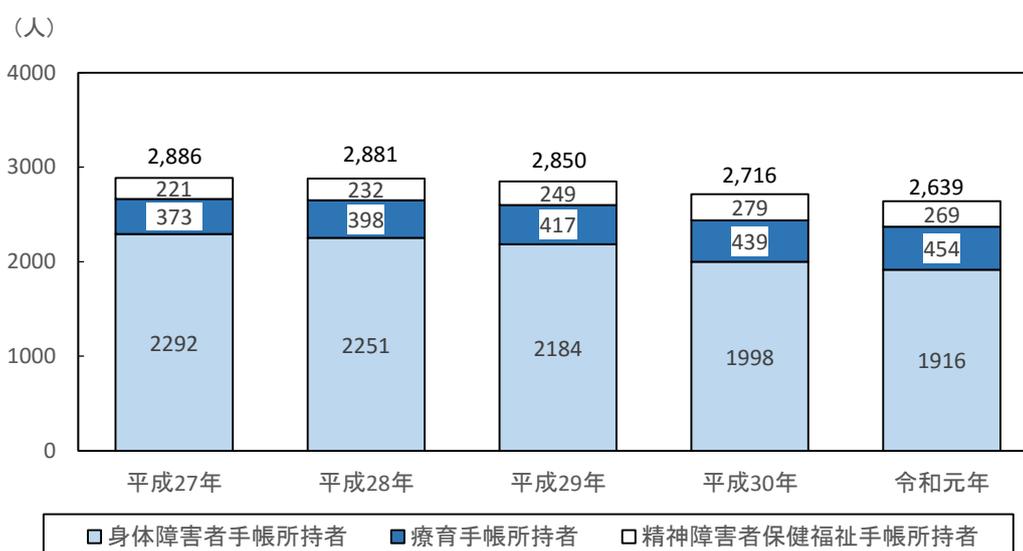
(2) 障がいのある人の状況

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度から減少傾向となり、令和元年度末には 2,639 人となっています。

障がいの種別にみると、「身体障害者手帳所持者」は減少傾向となっています。「療育手帳所持者」は毎年微増となっており、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は平成 30 年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度は減少しています。

■ 3 障害手帳所持者数の推移



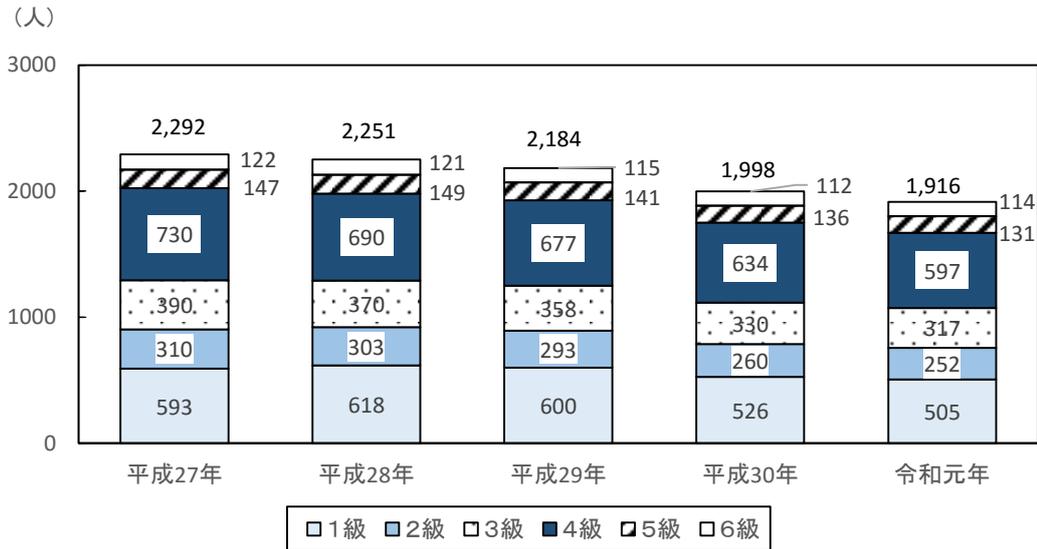
資料：社会福祉課（各年度末現在）

②身体障害者手帳所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、すべての等級別で、手帳所持者の多くを占めている高齢者の死亡数が増加していることから、平成27年度から令和元年度にかけて毎年減少しています。

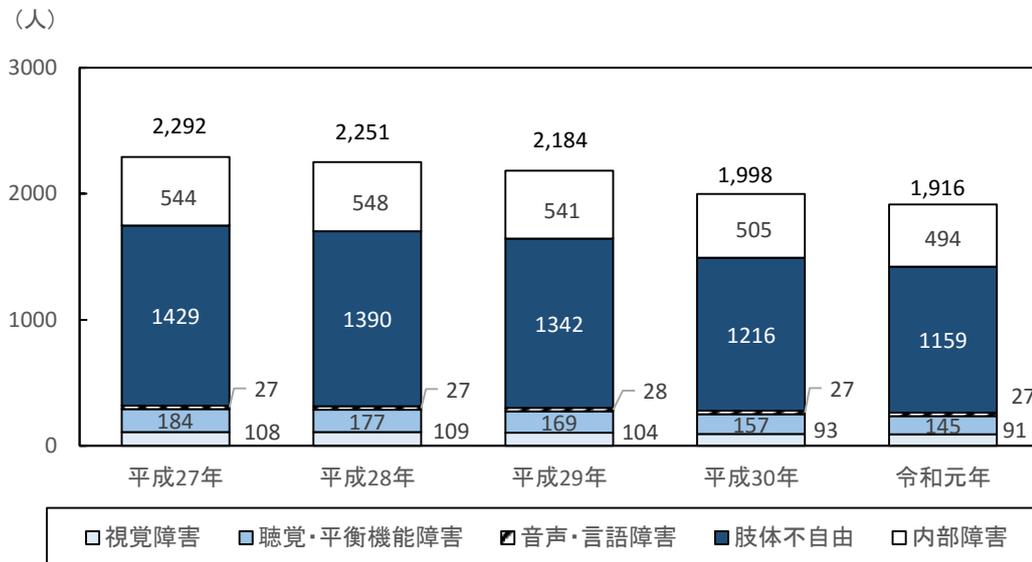
障がいの種類別にみると、いずれの障がい種別においても、減少傾向となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

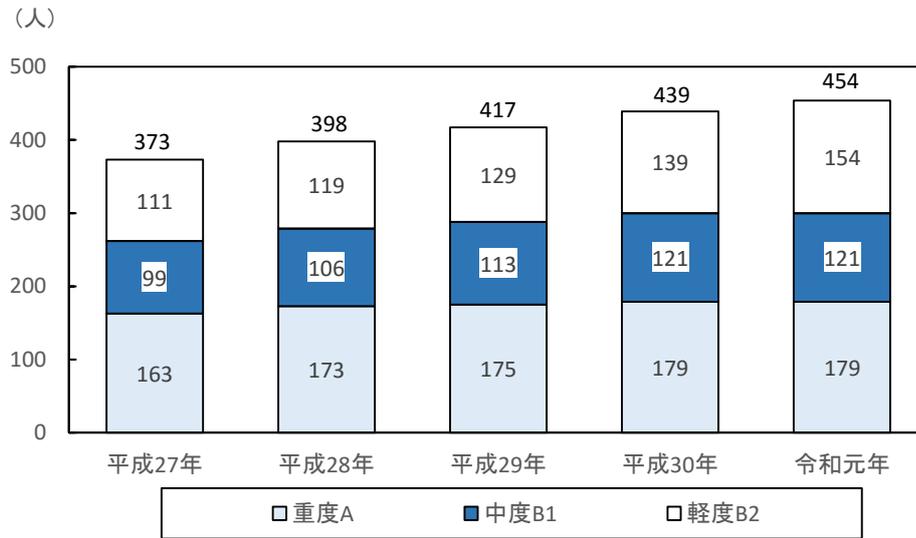


資料：社会福祉課（各年度末現在）

③療育手帳所持者数

等級別療育手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級においても平成27年度から令和元年度にかけて増加しています。増加している要因としては、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等の教育現場部局や市保健福祉部局との連携により、漏れなく対象者を把握できる体制が整ってきたことや手帳所持によって様々なサービスが受けられるようになってきたことが挙げられます。

■等級別療育手帳所持者数の推移

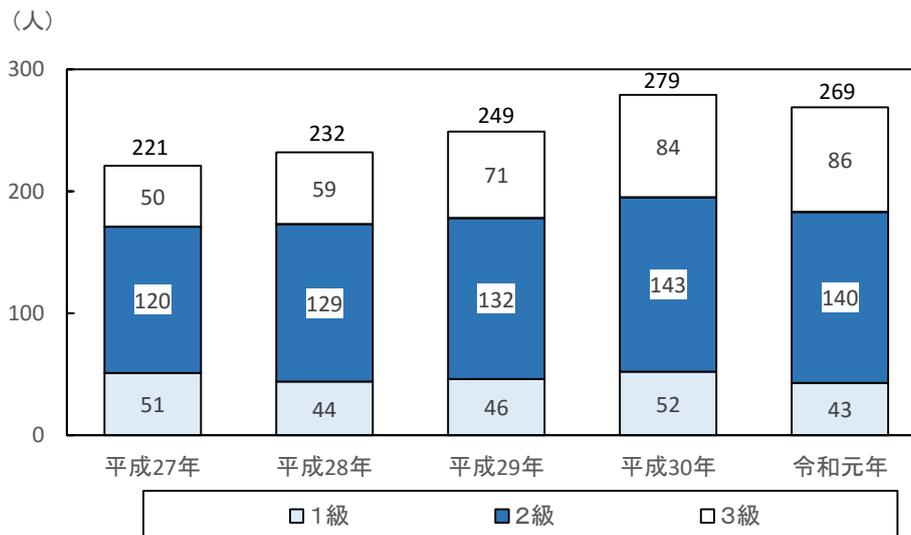


資料：社会福祉課（各年度末現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、減少傾向となっています。「2級」「3級」は平成27年度から平成30年度にかけて増加傾向でしたが、令和元年度は減少に転じています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

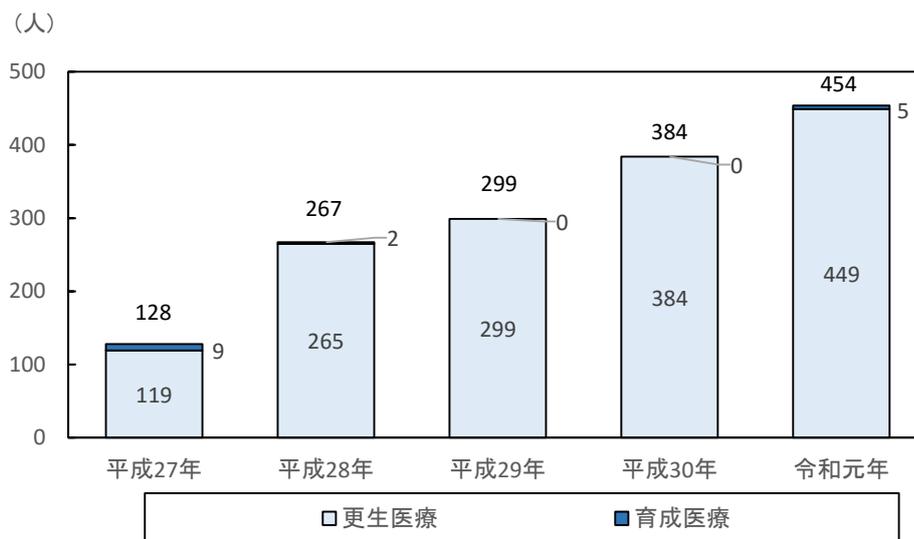


資料：社会福祉課（各年度末現在）

⑤自立支援医療費受給者数

自立支援医療費受給者数の推移をみると、平成 27 年度に人工透析患者に対して制度利用促進を実施したことから令和元年度にかけて「更生医療」は約 3.7 倍の 454 人へと増加しています。一方、「育成医療」は平成 29 年度から平成 30 年度にかけては 0 人でしたが、令和元年度には 5 人と増加に転じています。

■自立支援医療費受給者数の推移



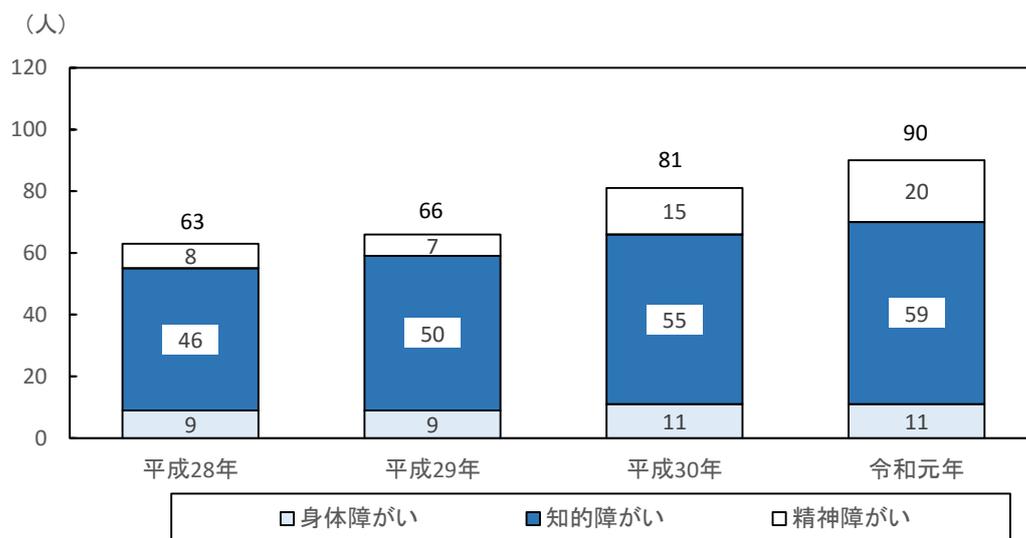
資料：社会福祉課（各年度末現在）

(3) 障がいのある人の就労状況

①丹波障害者就業・生活支援センター就労状況

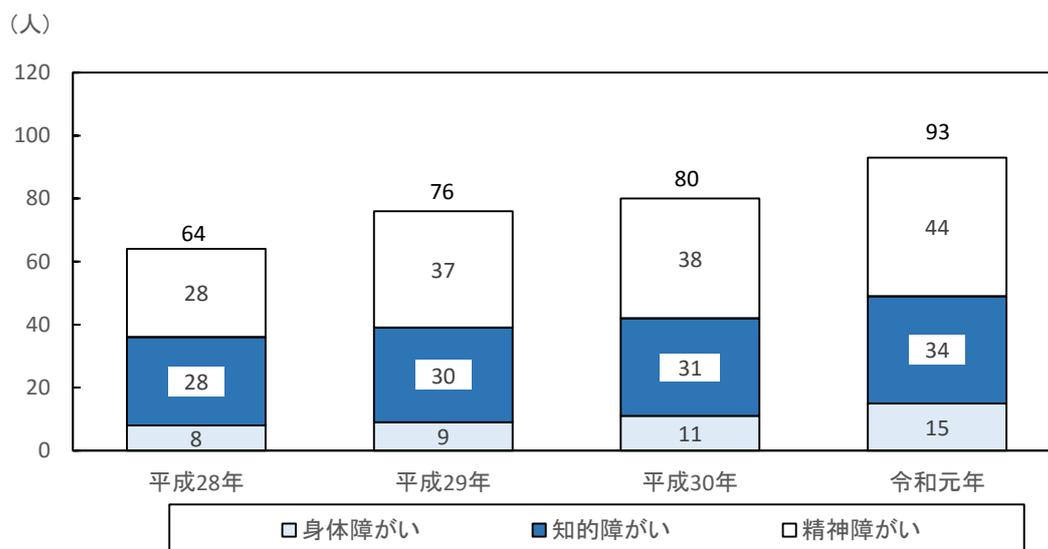
各企業の障がい者に対する理解が少しずつ浸透してきていることから、いずれの障がい種別においても、在職者件数は増加傾向となっています。

■障がい種別在職者件数の推移（在職中の方）



資料：：丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぷ」

■障がい種別在職者件数の推移（求職中の方）



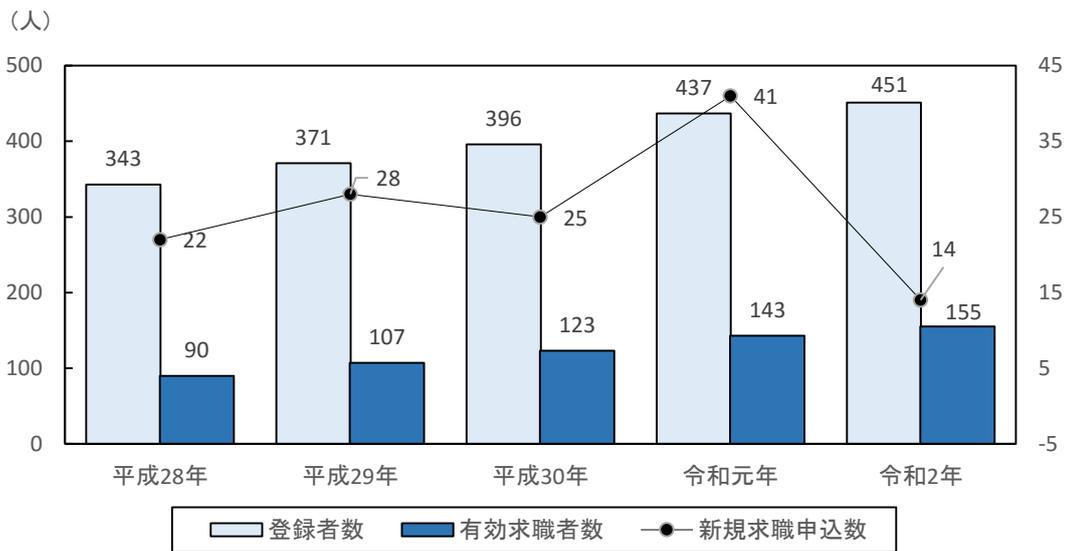
資料：：丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぷ」

②丹波圏域におけるハローワークを通じた就労状況

丹波圏域における『ハローワーク』の利用状況の推移をみると、「登録者数」「有効求職数」とともに増加傾向となっています。一方、「新規求職申込数」は、平成28年度から令和元年度にかけて、増減を繰り返しながらも増加傾向となっていました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しています。

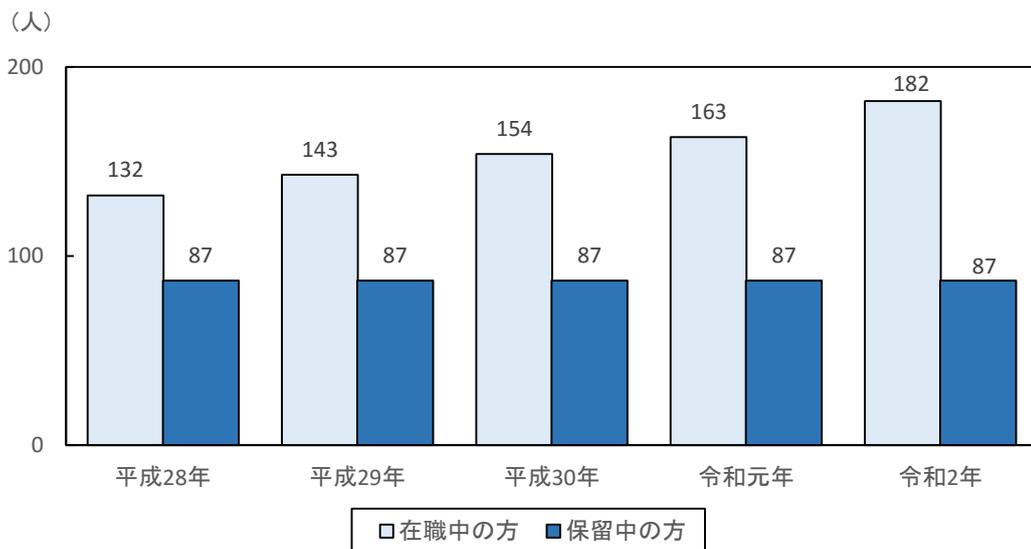
『ハローワーク』を通じた就労状況の推移をみると、平成28年度から令和2年度にかけて「在職中の方」が50人増の182人となっています。また「保留中の方」は87人で横ばいとなっており、就労に繋がる施策を検討していく必要があります。

■ハローワークの利用状況の推移



資料：ハローワーク

■ハローワークを通じた就労状況の推移



資料：ハローワーク

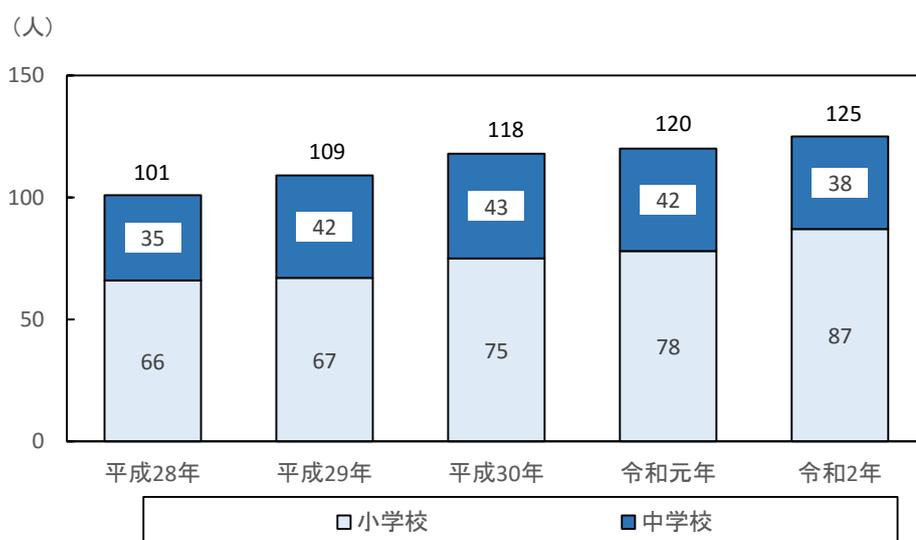
(4) 障がいのある児童・生徒の状況

① 特別支援学級・学校の在籍者数

特別支援学級の在籍者数の推移を見ると、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて「小学校」では 21 人増の 87 人、「中学校」では 3 人増の 38 人となっています。

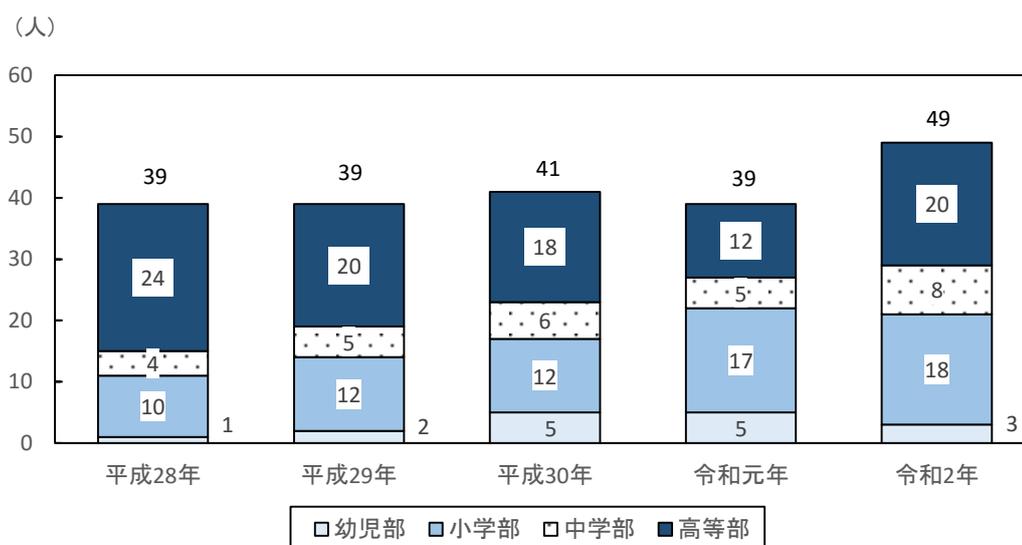
特別支援学校の在籍者数の推移をみると、全体では平成 28 年度から令和 2 年度にかけて 10 人増加しています。

■ 特別支援学級の在籍者数の推移



資料：学校教育課（各年度末現在）

■ 特別支援学校の在籍者数の推移



資料：学校教育課（各年度末現在）

2. 障がい福祉サービス等の状況

(1) 地域移行・一般就労への移行の状況

《目標値の考え方》

- ① 平成 28 年度末の 42 人から 9%以上が移行（移行者数 4 人）
- ② 平成 28 年度末の 42 人から 2%以上削減（施設入所者数 41 人）

項目	目標	実績
①地域生活移行者数	4 人	6 人
②施設入所者数の削減人数	- 1 人	- 5 人
【参考】令和元年度末時点の施設入所者数	4 1 人	3 6 人

地域生活への移行者数は令和元年度時点で6人であり、また、施設入所者数は平成 28 年度の 41 人から5人減少し、令和元年度は 36 人と、市内に新たなグループホームの開設や在宅への受け入れがあったことから、ともに目標を上回っています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《目標値の考え方》

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、丹波健康福祉事務所所管である「丹波地域精神障害者地域支援協議会」に参画

項目	目標	実績
協議の場の設置数	1 か所	1 か所

本市は目標のとおり、従前から丹波地域精神障害者地域支援協議会に参画し、以後、精神障がいのある人の地域での生活等に関して協議を進めています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

《目標値の考え方》

- ・相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う、地域生活支援拠点等の設置について必要性を検討

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等か所数	必要性の検討	0 か所

本市では未設置となっていますが、今後、親亡き後における地域生活を支援する拠点整備は必要性が高まることから、次期計画においても引き続き必要性を検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

《目標値の考え方》

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を平成 28 年度末で 9 人の 1.3 倍（移行者数 12 人）
- ② 就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末の 11 人から 2 割以上増加（14 人）
- ③ 就労移行支援事業所について、平成 32 年度末における就労移行率が 3 割を超える事業所の割合が全事業所の 5 割以上
- ④ 就労定着支援の支援開始から 1 年後の職場定着率が 8 割以上

【令和元年度の一般就労への移行実績 4 人】

項目	目標	実績
福祉施設から一般就労への移行者数	12 人	24 人
就労移行支援事業の利用者数	14 人	1 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割	10 割
就労定着支援 1 年後定着率	8 割	0 割

福祉施設から一般就労への移行者数は、丹波圏域就労ネットワークによる関係機関の連携体制が機能し、目標の 2 倍の 24 人と、多くの方が一般就労に移行することができました。その一方で、就労移行支援事業は利用者が 1 人の現状であり、今後より多くの方が利用できるよう事業所の周知を図る必要があります。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

《目標値の考え方》

- ① 児童発達支援センターの設置に関して、「丹波篠山市こども発達支援センター」の充実を図りながら設置の必要性について検討。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制として、市内の事業実施を継続しながら利用しやすい体制を整備。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスに関する設置を検討。
- ④ 医療的ケア児に関する地域のニーズや地域資源を把握するとともに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議する場として、既に設置している丹波篠山市地域自立支援協議会の「医療的ケア部会」において取り組む。
- ⑤ 教育と福祉の協議の場を設置について、就学時から卒業までの支援を連携して円滑に実施できるよう、体制整備に取り組む。
- ⑥ 総合相談窓口の設置について、障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行い、ライフステージ（乳幼児期・小学校入学前・学齢期・卒業後）に応じた切れ目のない支援が行えるよう、体制整備に取り組む。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	必要性の検討	令和2年4月設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	継続実施	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	設置を検討	未設置
医療的ケア児支援の協議の場の設置	体制の整備	設置済
教育と福祉の協議の場を設置	体制の整備	設置済
総合相談窓口の設置	体制の整備	設置済

《実績》

- ① 平成27年4月に開設した『丹波篠山市こども発達支援センター』を、さらに充実させた児童発達支援センターの設置基準を満たすよう整備し、『丹波篠山市児童発達支援センター』として新たに開設しました。
- ② 保育所等訪問支援事業は、市内3事業所において実施しており、本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行っています。
- ③ 本市では重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は未設置となっておりますが、重症心身障がい児の取り巻く状況を考慮し、必要性を検討していきます。
- ④、⑤ 医療的ケア児支援の協議の場及び教育と福祉の協議の場は、丹波篠山市地域自立支援協議会の「医療的ケア部会」において、特別支援学校卒業後の通所場所確保や通所開始後の支援方法等を協議するなど、取り組みを進めています。
- ⑥ 障がいの疑いのある段階からの継続的な相談支援については、「丹波篠山市児童発達支援センター」が総合相談窓口としての機能を有しています。令和3年4月には、「丹波篠山市基幹相談支援センター」を開設し、相談支援体制の一層の充実を図ります。

(6) 障がい福祉サービスの提供状況

① 訪問系サービス

全体の傾向として、利用数、利用時間数ともに見込みより下回ってはいるものの、居宅介護などにおいては利用回数増により実績は上昇傾向にあります。

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
居宅介護	人/月	99	121	100	104	101	111
	時間/月	2,152	1,748	2,174	1,983	2,195	2,495
重度訪問	人/月	6	3	7	2	8	2
	時間/月	381	258	445	253	508	249
同行援護	人/月	19	15	23	12	28	14
	時間/月	171	158	205	188	246	140
行動援護	人/月	36	36	42	29	47	34
	時間/月	934	825	1065	713	1214	807
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

② 日中活動系サービス

見込みよりは下回っているものの、全体の傾向として、利用者数、利用日数ともに利用回数増により実績は上昇傾向となっています。就労継続支援（A型）については、平成30年度に事業所が開設されたことから、利用者、利用日数とも上昇しております。

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
生活介護	人/月	104	104	106	103	108	110
	人日/月	1,717	1,201	1,750	1,970	1,783	2,294
自立訓練（機能訓練）	人/月	3	0	4	0	5	0
	人日/月	56	0	74	0	93	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	1	4	1	4	0
	人日/月	53	5	53	1	53	0
就労移行支援	人/月	15	6	19	2	23	5
	人日/月	156	38	197	19	239	66
就労継続支援（A型）	人/月	7	6	9	15	11	28
	人日/月	120	45	155	254	189	565
就労継続支援（B型）	人/月	126	133	127	118	128	130
	人日/月	2,230	1,955	2,248	2,015	2,266	2,256
就労定着支援	人/月	1	1	2	1	3	0
療養介護	人/月	5	6	5	7	5	8
短期入所	人/月	54	30	59	43	64	49
	人日/月	59	43	65	45	70	65

③ 居住系サービス

共同生活援助および施設入所支援ともに、おおよそは見込みどおりの実績となっています。

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
自立生活援助	人/月	1	0	2	0	3	0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	49	53	50	47	51	52
施設入所支援	人/月	42	37	42	36	41	41

④ 相談支援

計画相談支援の利用者数は、おおよそ横ばいの状況であります。また、地域移行支援の利用者数は横ばいであり、また、地域定着支援の利用者の実績は、見込みより下回っています。

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
計画相談支援	人/月	150	155	160	145	170	154
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	11	14	13	9	15	8



(7) 障がいのある児童への支援

児童発達支援の利用数としてはやや減少傾向にあり、放課後等デイサービスの利用数は一人あたりの利用件数が増えていることから増加傾向にあります。

また、障害児相談支援の利用は保育園・幼稚園・認定こども園、学校等の教育現場部局や市保健福祉部局との連携により、漏れなく対象者を把握できる体制が整ってきたことから、サービス利用増加に繋がり、障がい児のサービス利用が進んでいることが見受けられます。

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
障害児発達支援	人/月	105	61	110	54	115	53
	人日/月	2,006	257	2,101	242	2,197	242
放課後等デイサービス	人/月	107	102	112	120	117	121
	人日/月	2,143	431	2,243	486	2,343	495
保育所等訪問支援	人/月	7	10	9	6	11	7
	人日/月	13	12	16	10	20	8
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	55	58	60	60	65	71



(8) 地域生活支援事業の実績（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

②理解促進研修・啓発事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	無
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
成年後見制度利用支援事業	件/年	10	8	13	9	16	8

⑤成年後見制度法人後見支援事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	200	244	200	311	200	200
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
介護・訓練支援用具	件/年	6	1	6	1	6	1
自立生活支援用具	件/年	9	10	9	4	9	2
在宅療養等支援用具	件/年	4	6	4	8	4	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	9	7	3	7	7
排泄管理支援用具	件/年	805	934	805	967	805	980
居宅生活活動補助用具	件/年	1	1	1	2	1	1

⑧移動支援事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
移動支援事業	人/年	115	110	132	99	152	75
	時間/年	10,632	8,340	12,237	7,939	14,085	7,040



⑨手話奉仕員養成研修事業

	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	32	26	36	17	40	0

⑩地域活動支援センター事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
地域活動支援センター事業	か所/年	6	6	6	6	6	6
	人/年	57	65	57	64	57	65



(9) 地域生活支援事業の実績（任意事業）

①日中一時支援事業

	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
日中一時支援事業	人/年	85	30	85	34	85	70

②社会参加事業

種類	単位	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)
手話・点訳・要約奉仕員養成研修事業	人/年	30	30	30	22	30	0
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	400	363	400	355	400	200
本人活動支援事業	人/年	320	139	320	135	320	0
身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	1	2	1	2	2



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「丹波篠山市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。「丹波篠山市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の理念を引き継ぎつつ、国が示している基本指針の理念『自立と共生の社会の実現』や「丹波篠山市障がい者基本計画」の基本理念『障がいのある人が安心して暮らすまち』を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

(1) あたたかな”心”のある社会をめざして

障がいのある人もない人も共に地域で障がいに関する正しい知識をもち、障がいのある人の気持ちを尊重して行動する「あたたかな”心”のある社会」をめざします。

(2) 障がいのある人もない人も尊重し合える社会をめざして

障がいのある人一人ひとりが尊重され、当事者本位の自立した生活を送ることができるよう、その居住する場所を選択し、社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備に努めます。また、障がいのあるすべての人々が分け隔てなく必要なサービスを受けることができるように、各種福祉サービスの充実をめざします。

(3) 地域で支え合う社会をめざして

障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、ボランティア団体などの各団体等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。



2. 基本原則

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、以下に示す項目に配慮して本計画を推進していくものとします。

(1) 障がいのある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人などが必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と人権が尊重された社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある人などが地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう本市を実施主体の基本とします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人を含む）、難病患者等であって18歳以上の方及び障がいのある子どもとし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることから、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行うなどの取り組みにより、障がい福祉サービスの活用を促進します。

(3) さまざまな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人などの自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といったさまざまな課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。また、重度化・高齢化した障がい者が地域生活を希望する場合の対応として、居住支援等の常時の支援体制や、緊急時における対応等を可能とする体制に向けて検討を進めます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

すべての住民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて「①地域住民の障がいへの理解促進」「② 地域住民 が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり」「③ 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み」「④人工呼吸器を装着している障がいのある子ども、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子どもが保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする」など、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもへの支援を行うにあたっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き地域支援体制の構築に取り組みます。また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



3. 障がい福祉サービスの基盤整備の基本方針

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出などの日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・施設入所支援）について、事業の拡充や人材育成の推進などサービス提供基盤の充実を図ります。また、重度化・高齢化した障がい者が地域生活を安心して送れるよう、在宅24時間介護、人工呼吸器管理の支援体制強化に向けて検討を進めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援など社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス（生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援・療養介護・短期入所）について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。新たに設置される就労定着支援については、必要とする人の把握や事業の周知等に努めます。

(3) 居住系サービスの充実

障がいのある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する居住系サービス（自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援）については、増加するニーズに対応するために支援体制の充実および専門人材の確保に努めます。集団生活からひとり暮らしへの移行を支援する自立生活援助については、新規事業として円滑に開始、定着されるよう環境の整備を進めます。

(4) 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が自立した日常生活を送るうえで、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の充実を図ります。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな成長を支援する障がい児福祉サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援）について、今期から新しく設置される居宅訪問型児童発達支援および、医療的ケアを必要とする子どもへの支援事業と併せて、保育所等の関係機関が適切に連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実が重要です。そのために、相談支援体制の整備として、これまで設置してきた「ふくし総合相談窓口」、「丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、「障がい者虐待防止センター」に加え、令和3年4月に地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「丹波篠山市基幹相談支援センター」を開設し、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行います。

また、8050問題やひきこもりへの相談支援も重要です。地域活動支援センター「不登校・ひきこもり支援センターゆい」、「ふくし総合相談窓口」等の相談支援機関が連携して取り組みの強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

今後も障害福祉サービスを安定的に提供し、質の高いサービスを維持するためには、サービス事業者や自治体の職員における専門性の向上や、福祉に関わる人材の確保とともに質の向上に向けた人材教育・育成体制が重要であり、研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかの情報収集を行います。



第4章 第6期障がい福祉計画

1. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の 基本方針	令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
------------	---

《目標値の考え方》

- ① 地域移行者数：令和元年度末入所者数の6%以上とします。
- ② 施設入所者数：親亡き後の障がい者単身世帯の増加が見込まれることから、令和元年度末と同数とします。

【令和元年度の施設入所者数36人】

指標	目標値
施設入所者の地域生活への移行者数	3人
施設入所者数	36人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本方針	活動指標として、下記を定める。 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障がい者のサービス利用者数 (地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助)
------------	--

《目標値の考え方》

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、令和3年4月に開設する「丹波篠山市基幹相談支援センター」と連携しながら、「丹波篠山市地域自立支援協議会 精神保健福祉部会」において取り組みます。
- ・これまでの利用実績や利用者数、障がいのある人が増加傾向にあることなどを踏まえ、グループホームの利用希望や障害者施設等から地域生活への移行を勘案して見込量を設定します。

指標		目標値
【参考】保健、医療及び福祉関係者による協議の場		1か所
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		9人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回/年
精神障がい者のサービス利用者数	地域移行支援	3人
	地域定着支援	11人
	共同生活援助	16人
	自立生活援助	3人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ 年1回以上運用状況を検証、検討
--------	--

《目標値の考え方》

- ・相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う、地域生活支援拠点等の設置について必要性を検討します。

指標	目標値
地域生活支援拠点等の整備	必要性の検討
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 (うち移行支援事業：1.3倍 就労A型：1.26倍 就労B型1.23倍) ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち7割以上の利用者 ・就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上
--------	--

《目標値の考え方》

- ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍とします。
(うち移行支援事業：1.3倍 就労A型：1.26倍 就労B型1.23倍)
- ・就労定着支援事業については、令和2年度現在では市内に就労定着支援事業所が設置されていないことを踏まえ設定します。

【令和元年度の一般就労への移行者数 4 人】

指標		目標値
福祉施設から一般就労への移行者数		5 人
	就労移行支援事業	2 人
	就労継続支援 A 型	2 人
	就労継続支援 B 型	1 人
一般就労移行者における就労定着支援利用者割合		5 割
就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所		—

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み
--------------------	---

《目標値の考え方》

- ・ 相談支援体制の整備として、令和 3 年 4 月に地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「丹波篠山市基幹相談支援センター」を開設し、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保を行います。
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組については、「丹波篠山市地域自立支援協議会 相談支援部会」において、取り組んでいきます。

指標	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7 件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 2 回/年

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み
--------------------	---

《目標値の考え方》

- ・ 障がい福祉サービス等の多様化や新規参入事業者への対応及び障がい福祉サービスの質の向上を目指し、県等が実施する研修への積極的な参加や県担当部署との障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査結果の共有や分析等を行う機会を確保します。

指標		目標値
都道府県の実施する研修への市職員の参加人数		3人/年
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有無	有
	回数	2回



2. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、2肢以上の麻痺等の重度の障害があるなど、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人等が対象となります。
行動援護	障害支援区分3以上（児童はこれに相当する心身の状態）であって、知的または精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6（児童はこれに相当する心身の状態）であって、意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障害者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

〈見込量と確保方策〉

- 今後、高齢化がさらに進み、居宅介護の需要が高まることが見込まれます。また、障がい者の外出等を促進する観点から、居宅介護及び同行援護、行動援護の利用の増加を見込んでいます。また、重度訪問介護は今後も一定の利用を見込みますが、重度障害者等包括支援は現在利用がないため、ニーズに応じて対応します。
- サービス提供事業者への情報提供や各種研修会への参加促進などのサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
居宅介護	時間	2,745	2,882	3,026
	人/月	117	119	121
重度訪問介護	時間	299	299	299
	人/月	3	3	3
同行援護	時間	159	175	183
	人/月	16	17	17
行動援護	時間	847	863	880
	人/月	36	37	38
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0
	人/月	0	0	0
合計	時間	4,050	4,219	4,388
	人/月	172	176	179

(2) 日中活動系サービス見込量と確保方策

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）で常に介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会提供等の支援を行います。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、継続した通院により、症状が安定している知的障害、精神障害のある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 （A型）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である人に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 （B型）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等の支援を行います。
短期入所 （ショートステイ）	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、短期入所サービスを提供し、介助者の介護負担の軽減を図り、介助者の疾病時や不在時に対応できるよう支援します。

《見込量と確保方策》

- これまでの利用実績や利用者数を鑑みて、今後も生活介護及び短期入所の利用が増加することを見込んでいます。また、自立支援（生活訓練）は今後も一定のニーズを見込んでいます。
- 就労移行支援の利用は減少しており、就労継続支援はA型B型ともに利用者が増加しており、今後、障害者の就労支援を充実する観点からも利用者の増加を見込んでいます。
- サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、事業参入の促進を図ります。
- 就労の場の確保や就労継続の支援などに加えて、就労定着支援事業所の確保に努め、就労に伴う生活上の課題に対応を図ります。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
生活介護	人日/月	2,753	3,028	3,179
	人/月	121	127	129
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	24	24	24
	人/月	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	24	24	24
	人/月	2	2	2
就労移行支援	人日/月	73	77	81
	人/月	7	9	12
就労継続支援 (A型)	人日/月	621	652	665
	人/月	31	33	34
就労継続支援 (B型)	人日/月	2,368	2,486	2,610
	人/月	137	144	151
就労定着支援	人/月	2	4	6
療養介護	人/月	8	8	8
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	72	76	80
	人/月	54	57	60



(3) 居住系サービス見込量と確保方策

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《見込量と確保方策》

- これまでの利用実績及び利用者数が増加傾向にあることなどを踏まえ、グループホームの利用希望や障害者施設等から地域生活への移行を勧奨して見込量を設定します。
- 地域で安心して生活することができるよう、自立生活援助事業所の確保に努めます。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
自立生活援助	人/月	1	2	3
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	57	62	68
施設入所支援	人/月	36	36	36



(4) 相談支援の見込量と確保方策

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

《見込量と確保方策》

- 今後もサービス利用者が増加することを見込み、計画相談支援の利用者が増加することを見込んでいます。また、地域移行支援及び地域定着支援は、今後も一定の利用ニーズがあることを見込んでいます。
- 相談支援事業者の参入促進や相談支援の人材の確保・育成に取り組み、見込量の確保を図ります。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
計画相談支援	人/月	162	170	179
地域移行支援	人/月	1	2	2
地域定着支援	人/月	10	12	14



3. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業の見込量と確保方策

《見込量と確保方策》

- 今後も障がいのある人や障がいへの理解促進のイベントや活動を実施するとともに、障がいのある人やその家族の活動を支援します。
- これまでの利用実績、障がいのある人が増加傾向にあることなどを勘案して見込量を設定します。
- 利用者ニーズに合わせて事業の充実とサービスの質の向上を図り、見込量の確保に努めます。
- 利用者負担の考え方について、応能負担の原則を踏まえて検討し、利用者負担の軽減に努めます。

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っていきます。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援していきます。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有



③相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障がいのある人が、保証人がいないなどの理由により、賃貸契約による一般住宅等への入居が困難な場合に、入居に必要な調整等にかかる支援を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	実施の検討

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部についての補助を行います。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
成年後見制度利用支援事業	件	10	12	14

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。また聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役所の窓口を設置し、相談や情報提供の支援を行います

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
意思疎通支援事業	件/年	240	260	280
設置数	人/年	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅重度障害者の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具、並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用できるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障がいのある人等が容易に使用することができるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具のうち、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	10	12	14
情報・意思疎通支援用具	件/年	9	9	9
排泄管理支援用具	件/年	990	1,003	1,016
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	2	2

⑧移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
移動支援事業	人/年	77	79	81
	時間/年	7,181	7,325	7,471

⑨手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
手話奉仕員養成研修事業	人/年	25	25	25

⑩地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	在宅の障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流等を行います

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
地域活動支援センター事業	カ所	6	6	6
	時間/年	65	65	65



(2) 任意事業の見込量と確保方策

《見込量と確保方策》

- これまでの利用実績、障がいのある人が増加傾向にあることなどを勘案して見込量を設定します。
- 利用者ニーズに合わせて事業の充実を図り、見込量の確保に努めます。
- 広報等を利用し、制度や事業の周知を行います。

①日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障がいのある人などに、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
日中一時支援事業	人/年	40	45	50

②社会参加促進事業

サービス名	内容
社会参加促進事業	スポーツ・文化芸術活動の開催や手話奉仕員養成研修事業の実施により、障がいのある人の社会参加を促進することを目的としています。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
手話・点訳・要約奉仕員養成研修事業	人/年	30	30	30
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	400	400	400
本人活動支援事業	人/年	200	200	200
身体障害者自動車改造助成金交付事業	人/年	2	2	2

第5章 第2期障がい児福祉計画

1. 成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

<p>国の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
--------------------	---

《目標値の考え方》

- 令和2年4月に開設した「丹波篠山市児童発達支援センター」の更なる充実を図り、発達に課題のある児童を支援していきます。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制については、既に市内で事業を実施しており、今後も国等の動向を注視しながら利用しやすい体制整備を進めます。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所について、重症心身障がい児の取り巻く状況を考慮し、設置の必要性を検討していきます。
- 医療的ケア児に関する地域のニーズや地域資源を把握するとともに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議する場として、既に設置している丹波篠山市地域自立支援協議会の「医療的ケア部会」において取り組んでいくとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を推進していきます。

指標	目標値
児童発達支援センターの設置	設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制	体制の強化
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスの確保	必要性の検討
医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人



2. 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障害児通所支援の見込量と確保方策

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所の提供等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童が支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援〔新規〕	重症心身障害児などの重度の障がいのある子ども等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

《見込量と確保方策》

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、今後障がいのある児童が身近な地域で支援を十分に受けることができるよう、利用が増加しても対応が可能な量で見込んでおり、引き続き市内事業所等での見込み量の確保を図ります。また、児童クラブでの障がい児の受け入れも柔軟に対応します。
- 関係機関が連携して情報を共有し、障がいのある子どもを療育する家庭のサポートに努めます。

	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
児童発達支援	人日/月	267	293	308
	人/月	58	64	67
放課後等デイサービス	人日/月	544	598	628
	人/月	133	147	155
保育所等訪問支援	人日/月	15	20	25
	人/月	10	15	20
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1
障害児相談支援	人/月	85	94	103

第6章 計画の推進体制

1. 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

2. 一人ひとりの障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

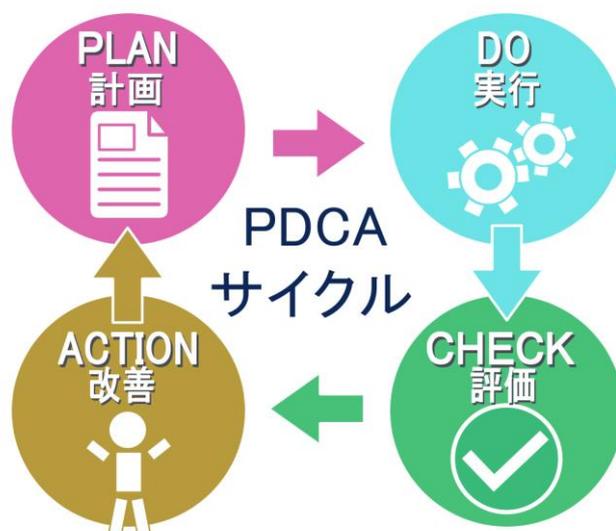
障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心な支援体制などの充実を図っていきます。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、毎年度の進捗状況や課題の把握については、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図るとともに、地域自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。

本計画が終了する令和5年度には、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの成果目標や活動指標の見直しを行うため、関係各課による調整会議を実施し、次期計画の策定を行います。



資料編

1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定部会委員名簿

分野	所属団体等	氏名
当事者・家族団体	丹波篠山市身体障害者福祉協議会 会長	高見 郁雄
	丹波篠山市手をつなぐ育成会 理事	細見 頼子
障がい福祉 サービス事業所	社会福祉法人わかたけ福祉会 業務執行理事	杉原 一信
	特定非営利活動法人みちくさ 施設長	小林 良平
相談支援事業者	兵庫医科大学ささやま居宅介護支援事業所 管理者	太矢 哲郎

2. 用語解説

あ行

●意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」と定義されている。これに関して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。

●医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

●インフォーマルサービス

国や地方公共団体等公的機関が行う法律等の制度に基づいた福祉・介護サービスをフォーマルサービスというのに対して、家族や近隣、知人友人等が不定期かつ無報酬等で提供する保健福祉サービスのことをいう。

か行

●基幹相談支援センター

相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護、虐待の防止等に取り組む障害者相談支援施設や関係機関の中核的な役割を担う機関。

●権利擁護

自分の権利を表明することが困難な高齢者や、認知症の方、障がいのある方の権利やニーズ表明を支援し、代弁すること。

●合理的配慮

障がいのある方から支援の要請があった場合、過重な負担がかからない範囲で、課題の解決につながる支援を行うこと。

さ行

●サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障がい福祉サービス事業を提供する民間の事業所。

●差別

障がいに基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む（「障害者権利条約」第2条）。

●児童発達支援センター

主に未就学の障がいのある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための発達支援として、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●障害支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。区分は6段階であり、区分6の方が必要度が高い。

た行

●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制のこと。

上記の居住支援のための機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」と、地域において機能を分担して担う「面的機能型」がある。

●地域生活支援事業

障がいのある方の自立した日常生活や社会生活等を支えるため、市町村が行う事業。必須事業と任意事業があり、必須事業には、障がいのある方等に対する理解を深めるための研修・啓発事業（理解促進・啓発事業）、障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業（自発的活動支援事業）、障がいのある方や障がいのある児童の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業（相談支援事業）、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業（成年後見制度利用支援制度）、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業（成年後見制度法人後見支援事業）、手話通訳者の派遣等を行う事業（意思疎通支援事業）、日常生活用具の給付または貸与を行う事業（日常生活用具給付等事業）などがある。

●地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅で提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

な行

●難病

「障害者総合支援法」の改正（平成 25 年）により、難病患者等が障がい者の範囲に加わった。「障害者総合支援法」が定める難病患者等とは、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」とされている。

●ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の分野では、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

は行

●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、症状が通常低年齢において発現するもの。

や行

●要約筆記

聴覚に障がいのある方に、会議や授業、会話等の内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。

ら行

●ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のこと。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。